

## 別府市建設工事積算内訳書取扱要領

制定 平成 21 年 9 月 28 日  
別府市告示第 293 号  
改正 平成 22 年 5 月 25 日  
別府市告示第 156 号  
平成 26 年 3 月 31 日  
別府市告示第 117 号  
令和元年 9 月 2 日  
別府市告示第 361 号  
令和 2 年 9 月 29 日  
別府市告示第 394 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の規定の趣旨を踏まえ、別府市が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札及び契約について不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算能力の向上に資するため、積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出及びその内容の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内訳書の提出が必要な入札)

第 2 条 次に掲げる入札については、内訳書の提出を必要とする。ただし、契約担当者が内訳書の提出が必要でないと認める場合又は再度入札の場合は、内訳書の提出を省略させることができる。

- (1) 一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。以下同じ。）による建設工事の入札
- (2) 指名競争入札による建設工事の入札

(内訳書の記載事項等)

第 3 条 内訳書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 建設工事名

- (2) 建設工事場所
  - (3) 入札者の所在地、商号又は名称並びに代表者（市との契約締結について委任がある場合は受任者とし、共同企業体の場合は代表構成員とする。以下同じ。）の職名及び氏名
  - (4) 積算の内訳
  - (5) 法定福利費
- 2 内訳書には、代表者の印を押印する。ただし、電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。
- 3 積算の内訳には、内訳書を提出する建設工事に係る閲覧用設計書（金額抜き）の各項目に対応する単位、数量及び金額を表示するものとし、表示する項目のレベルは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるとおりとする。ただし、特に必要があると認める場合は、契約担当者が別に定めるものとする。
- (1) 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）の場合
    - ア 工事区分
    - イ 工種
    - ウ 種別
  - (2) 建築関係工事（建築工事積算基準によるもの）の場合
    - ア 種目
    - イ 科目
    - ウ 中科目（建築一式工事を除く。）
  - (3) その他の工事（その他の積算基準によるもの）の場合
    - 原則として、前2号に準じて作成することとし、大項目から3段階下までとする。
  - (4) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の100分の95以上の額で入札をしようとする場合
    - 閲覧用設計書（金額抜き）と同一レベルの項目とする。
- 4 内訳書は、用紙サイズはA4（縦、横自由）とし、様式は閲覧用設計書（金額抜き）に準じて作成することとする。
- 5 内訳書は、入札時に提出するものとする。  
（内訳書の提出に関する特例）

第4条 前2条の規定にかかわらず、契約担当者は次に掲げる一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の場合については、閲覧用設計書（金額抜き）に対応した同一レベルの項目を記載した内訳書の提出を求めることができる。

- (1) 入札結果等に不自然さがあると判断した場合
- (2) 談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札結果が一致した場合
- (3) その他契約担当者が特に必要と認める場合

2 前項に規定する場合の内訳書の提出期限は、入札を午前中に実施したときにあつては当該入札の日の午後5時までとし、入札を午後から実施したときにあつては当該入札の日の翌開庁日の正午までとする。ただし、契約担当者が提出期限を別に定めたときは、この限りでない。

（内訳書の内容の説明要求）

第5条 契約担当者は、前2条の規定により提出された内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認めるときは、当該内訳書を提出した者からその事項に関して説明を求めることができる。

（内訳書の審査）

第6条 提出された内訳書について、審査区分として1次審査から4次審査までを設定し、審査を行うものとし、審査内容については別表第1のとおりとする。

（審査対象者等）

第7条 内訳書の審査に当たっての審査対象者、審査区分、審査時期及び審査後の扱いは、別表第2のとおりとする。

（内訳書の取扱い）

第8条 提出された内訳書は、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 提出された内訳書の引換え、変更、撤回又は取消しは認めない。
- (2) 提出された内訳書は返却しない。
- (3) 入札に関し談合の事実があったと疑うに足りる証拠を得た場合は、当該入札に係る内訳書を公正取引委員会及び警察に提出する。

（指名停止措置等）

第9条 3次審査又は4次審査の結果、当該入札が無効になった場合においても、談合等の不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

2 1次審査又は2次審査の審査内容のいずれかに該当した場合は、同一年度の以後の指名競争入札による建設工事の入札の指名業者の選定に当たり、そのことを必要に応じ考慮するものとする。

(入札参加者への周知)

第10条 契約担当者は、一般競争入札又は指名競争入札を実施する場合には、入札参加者にこの要領に定めるところにより内訳書の提出を求めるときは、当該入札の公告又は指名通知書等にその旨を明記しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則 (平成22年5月25日告示第156号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の別府市建設工事積算内訳書取扱要領の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則 (平成26年3月31日告示第117号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月2日告示第361号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月29日告示第394号)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 審査区分 | 審査内容   |
|------|--|
| 1次審査 | <p>次の各号のいずれかに該当するかを確認する。</p> <p>(1) 内訳書の全部又は一部が提出されない場合</p> <p>(2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合</p> <p>(3) 他の建設工事の内訳書が提出された場合</p> <p>(4) 内訳書として提出された書類が白紙の場合</p> <p>(5) 当該建設工事に対応する内訳書が特定できない場合</p> <p>(6) 内訳書に代表者の記名及び押印がない場合（電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。）</p> <p>(7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合</p> <p>(8) 内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない場合</p> <p>(9) 内訳書の記載すべき事項に記載がない場合</p> |
| 2次審査 | <p>次の各号のいずれかに該当するかを確認する。</p> <p>(1) 一括して値引き又は減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等を除く。）</p> <p>(2) 内訳書の記載すべき事項に誤りがある場合</p> <p>(3) 正当な理由なく第5条に規定する説明要求を拒否した場合</p> <p>(4) その他内訳書に不備がある場合</p>  |
| 3次審査 | <p>様式及び金額について、他の入札参加者の内訳書との比較を行う。</p>  |
| 4次審査 | <p>設計書との比較等の詳細な分析を行う。</p>  |

別表第 2（第 7 条関係）

| 区分                | 審査対象者   | 審査区分  | 審査時期              | 審査後の扱い  |
|-------------------|---------|-------|-------------------|---|
| 第 2 条第 1 号に該当する場合 | 入札参加者   | 1 次審査 | 開札後、落札候補者の決定前まで   | 審査内容のいずれかに該当した場合は、別府市契約事務規則（平成 2 年別府市規則第 46 号）第 28 条第 10 号に該当するものとして、その者の行った入札は無効とする。 |
|                   | 落札候補者   | 2 次審査 | 落札候補者の決定後         |   |
| 第 2 条第 2 号に該当する場合 | 入札参加者   | 1 次審査 | 開札後、最低入札価格者の決定前まで | 審査内容のいずれかに該当した場合は、別府市契約事務規則第 28 条第 10 号に該当するものとして、その者の行った入札は無効とする。                    |
|                   | 最低価格入札者 | 2 次審査 | 最低入札価格者の決定後       |   |

|                        |              |  |                    |   |
|------------------------|--------------|--|--------------------|---|
| <p>第4条第1項各号に該当する場合</p> | <p>入札参加者</p> | <p>1次審査、2次審査及び3次審査（必要に応じて4次審査を行う。）</p> | <p>開札後、落札決定前まで</p> | <p>談合の疑いがあると判断される場合は、別府市談合情報対応マニュアル（平成19年別府市告示第237号）に基づき対応する。</p> |
|------------------------|--------------|--|--------------------|---|